雇 児 発 1212 第 7 号 社援発 1212 第 8 号 平成 26 年 12 月 12 日

都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 援 護 社 会 局 長

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」の一部 改正について

保育所は、その事業の特性上、安定的、継続的に行う必要があることから、保育所の 設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、 又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であ って望ましいところであるが、一方、待機児童の解消等の喫緊の課題に対応する観点か ら、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合も、 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月 2 4 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護 局長連名通知)において認められているところである。

今回、安定的、継続的な事業運営を前提としながら、引き続き、着実な保育所整備を 行っていただくため、当該通知の一部を下記のとおり改正するので、貴職において適切 に配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的な助言である。

記

要件緩和の内容

既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業(社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条第2項第 2号、第3号又は第4号 までに掲げるもの に限る。) 又は第2種社会福祉事業のうち保 育所を経営する事業若しくは 障害福祉サー ビス事業(療養介護、生活介護、自立訓練 就労移行支援又は就労継続支援を行うもの に限る。)を行っている社会福祉法人(以下 「既設法人」という。) が保育所を設置する 場合には、「国又は地方公共団体以外の者か ら不動産の貸与を受けて既設法人が通所施 設を設置する場合の要件緩和について」(平

要件緩和の内容

既設法人が保育所を設置する場合 既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭 和26年法律第45号)第2条第2項第2 号 から第5号 までに掲げるものに限る。) 又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経 営する事業若しくは 精神障害者社会復帰 施設を経営する事業 を行っている社会福 祉法人(以下「既設法人」という。)が保 育所を設置する場合には、「国又は地方公 共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件 緩和について」(平成12年9月8日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児

成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

- 2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を 設置する場合 (略)
- 3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置す る場合

$(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) <u>(4)②で認めた額</u> については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間ののまさ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を<u>目途とする</u> 範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

- 2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を 設置する場合 (略)
- 3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置す る場合

$(1) \sim (3)$ (略)

(4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いる充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料かつ、日を超える場合には当該1年間の賃借料かり、自獲金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

(5) (4)の1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額) については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総続的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運賃施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らないを適囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

(6) (略)

(6) (略)